

第 1 章 計画策定の趣旨と改定の背景

1. 計画策定の趣旨と改定の背景

・「大阪市港区地域防犯計画」は、「港区将来ビジョン」（平成 25 年 3 月策定）の実現に向けて、区民、警察、区役所その他関係機関等がそれぞれの役割を果たし連携・協力しながら、犯罪のない安全・安心なまちづくりの取組を推進するために策定。

・この「大阪市港区地域防犯計画」と犯罪の具体的な発生状況等を踏まえて、平成 26 年度以降は各地域において、犯罪防止のための具体的な「防犯行動計画」を毎年度主体的に策定し、地域の実情にあった効果的な防犯対策に取り組んでいる。

・令和 3 年度末までのまちづくりの方向性を示す「港区まちづくりビジョン」の改定内容を踏まえるとともに「港区将来ビジョン」を、令和 2 年度末までのまちづくりの方向性を示す「港区まちづくりビジョン」として改定する内容を踏まえ、犯罪特性や発生状況に応じた臨機かつ機動的防犯対策を強化するために、現行計画を改定する。

2. 計画期間

平成 28 年度～令和-2-3年度までの-5-6年間
（取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ必要に応じて見直す）

3. 計画目標

一人ひとりの区民が日常生活の中で犯罪への不安を感じることなく、安全で安心して暮らせるまちの実現をめざす。

■目標指標

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
区内の件数							
街頭犯罪発生件数	568 件	560 件以下 (550 件)	550 件以下 (582 件)	550 件以下 (432 件)	550 件以下 (450 件)	前年以下	前年以下
子どもの声かけ事案発生件数（安まちメール受信件数）	9 件	7 件以下 (3 件)	5 件以下 (12 件)	5 件以下 (12 件)	5 件以下 (7 件)	5 件以下	5 件以下

第 2 章 港区における犯罪の現状と課題

1. 街頭犯罪

・街頭犯罪発生件数は平成 24 年には 546 件まで減少したが、その後は横ばいで推移し、平成 27 年は 568 件発生。（平成 31 年 450 件発生）

・殺人等の重大事件はほとんど起きていないが、ひったくりや自動車関連犯罪など、直接身体に危害が及んだり、多額の被害になる犯罪も発生。

・街頭犯罪の多くを自転車盗が占め自転車盗のような身近なところで起こる犯罪が多発し、街頭犯罪発生件数を押し上げる要因となっている。

・身近な犯罪をいかにして抑止し、区民の不安を和らげるかが重要な課題。

2. 子どもをめぐる犯罪

・不審者による子どもへの声かけ事案発生件数（安まちメール受信件数）は、平成28年には3件まで減少したが、平成29、30年は12件、平成31年は7件発生した。

・大阪市内での「強制わいせつ」認知件数は減少傾向にある。

・全刑法犯に占める少年の割合（20歳に満たない者による犯罪）は、2割を切っているが、大阪府下の街頭犯罪のうち少年によるものは約4割を占めている。

・活気ある地域コミュニティづくりと地域防犯力の強化を促進し、警察、区役所、関係機関等が進める犯罪抑止や再犯防止等の取組と連携し、地域社会全体で子どもを犯罪から守ることが強く求められる。

■区内の子どもの声かけ事案発生件数（安まちメール受信件数）の推移

■市内の「強制わいせつ」認知件数の推移

■大阪府下の街頭犯罪検挙・補導人員に占める少年の割合（平成31年）

第 3 章 防犯施策を進めるための基本的な方向性

1. 警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく臨機かつ機動的な防犯対策の強化

2. 各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援

3. 子どもを犯罪から守る取組の強化

4. 警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の強化

第 4 章 防犯施策の推進			
1. 警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく臨機かつ機動的な防犯対策の強化 (1) 迅速な犯罪情報の提供 大阪府警察の「安まちメール」や全般的な街頭犯罪発生情報を活用して、港区役所のツイッターで犯罪発生情報を迅速に発信するとともに、犯罪発生状況をわかりやすく地図に表示して、区のホームページで公表。 (2) 区役所職員による青色防犯パトロール 青色回転灯を装着した公用車により、犯罪発生情報を踏まえ、臨機かつ機動的な巡回監視を実施。 (3) 夜間における青色防犯パトロール 犯罪実態を踏まえたコース設定などによる夜間・深夜の青色防犯パトロールを、警備会社に委託して実施。		2. 各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援 (1) 防犯行動計画への支援と地域防犯活動説明会や情報交換会の開催 地域防犯活動が効果的・効率的なものとなるよう、各地域の「防犯行動計画」の更新を支援するとともに、各地域の担当者を対象とした地域防犯活動説明会や情報交換会を定期的に開催。 (2) 青色防犯パトロール活動への支援 小学校区などの地域において青色防犯パトロール活動に取り組まれるよう、引き続き働きかけを行う。 (3) 街路防犯灯の設置に対する支援 街路防犯灯の設置により、まちを明るくし、歩行者や自転車の通行の安全を確保するとともに、夜間に発生するひったくりなどの犯罪発生を防止。 (4) 落書き消去活動への支援 落書きのような小さな犯罪も放置しないことが犯罪の防止につながることから、地域主体の落書き消去活動を支援。	
3. 子どもを犯罪から守る取組の強化 (1) 「子ども安全見守り隊」への支援 各小学校区で登下校時における児童生徒の犯罪被害防止のための見守り活動を行う「子ども安全見守り隊」に必要な物品を提供するなど、見守り活動を支援。 (2) 「こども 110 番の家」事業の推進 学校、P T A、地域等と連携して、「こども 110 番の家」事業の協力家庭・事業所を増やすとともに、保護者が子どもたちと一緒に実際に「こども 110 番の家」を訪問するなど、子どもたちがいざという時に確実に利用できるよう取り組む。 (3) 子どもの安全見守り防犯カメラの設置 小学生以下の子どもに対する犯罪行為の抑止を目的として、 これまでの設置箇所に加えて 通学路や公園等への防犯カメラの増設を重点的に <u>行うを</u> 設置。		4. 警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の強化 (1) 地域安全センターを通じた情報提供 地域の防犯活動の拠点として港区内の老人憩いの家 12 か所に地域安全センターを設置。制服警官の立ち寄りや区内交番の広報「交番だより」など警察の各種情報、区役所の防犯情報や各官公署からの情報を住民がいつでも閲覧可能。引き続き各種防犯情報等を継続して提供。 (2) 広報紙やホームページを活用した防犯知識の普及・啓発 ひったくりや侵入盗、自転車盗、さらには高齢者が特に狙われやすい振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法の被害に遭わないために、広報紙やホームページ等を活用して防犯知識の普及・啓発。 (3) 街頭キャンペーン・啓発活動の推進 ① ひったくり防止キャンペーン 自転車乗用中のひったくり防止のため、警察と連携して、街頭啓発を実施。 ② ストップ自転車盗キャンペーン 警察と連携して、短時間の駐輪でも鍵をかけるように啓発。 ③ 防犯教室の開催 小学校の防犯教室のほか地域の集まりなどに出向き、「ひったくり」や「振り込め詐欺」に遭わないための防犯教室を警察と連携して実施。 (4) 安全で安心して暮らせるまちづくりへの取組 区民、事業者、警察、区役所、各関係機関等で形成する「安全なまちづくり推進協議会」において、引き続き自主防犯意識の向上に向けた取組を推進。	

(改定案)

大阪市港区 地域防犯計画

平成 28 年 7 月

(令和 23 年 53 月一部改定)

大阪市港区役所

目 次

第1章 計画策定の趣旨と改定の背景

1. 計画策定の趣旨と改定の背景・・・・・・・・・・ 1
2. 計画期間・・・・・・・・・・ 2
3. 計画目標・・・・・・・・・・ 2

第2章 港区における犯罪の現状と課題

1. 街頭犯罪・・・・・・・・・・ 2
2. 子どもをめぐる犯罪・・・・・・・・・・ 3

第3章 防犯施策を進めるための基本的な方向性視点・・・・・・・・・・ 6

第4章 防犯施策の推進

1. 警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく
臨機かつ機動的な防犯対策の強化・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 迅速な犯罪情報の提供
 - (2) 区役所職員による青色防犯パトロール
2. 各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援・・・・・・・・ 8
 - (1) 防犯行動計画への支援と地域防犯活動説明会や情報交換会の開催
 - (2) 青色防犯パトロール活動への支援
 - (3) 街路防犯灯の設置に対する支援
 - (4) 落書き消去活動への支援
3. 子どもを犯罪から守る取組の強化・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 「子ども安全見守り隊」への支援
 - (2) 「こども 110 番の家」事業の推進
 - (3) 子どもの安全見守り防犯カメラの設置
 - (4) 子どもが加害者とならないための取組・・・・・・・・ 10
 - ① 青少年指導員による活動の推進
 - ② 青少年福祉委員による社会環境浄化活動の推進
 - ③ 区青少年育成推進会議による取組みへの支援
 - ④ 地域実情に即した関係機関との弾力的な連携のための仕組みづくり

4. 警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の強化・・・11

- (1) 地域安全センター を通じた情報提供への支援
- (2) 広報紙やホームページを活用した防犯知識の普及・啓発
- (3) 街頭キャンペーン・啓発活動の推進
 - ① ひったくり防止キャンペーン
 - ② ストップ自転車盗キャンペーン
 - ③ 防犯教室の開催
- (4) 安全で安心して暮らせるまちづくりへの取組

第1章 計画策定の趣旨と改定の背景

1. 計画策定の趣旨と改定の背景

少子高齢化や核家族化の進展などに伴う地域コミュニティの希薄化により、自主防犯意識や活動が低下し、地域の防犯力が弱くなってきています。平成13年には、大阪の刑法犯の発生件数がついに東京を上回り、全国ワースト1になりました。犯罪の手口も巧妙・凶悪化し、ひったくりをはじめとする街頭犯罪やピッキングなどによる空き巣ねらい、忍び込み等の侵入盗に加え、子どもに対する犯罪も多発しています。

このような状況を鑑み、大阪市では、平成14年に「大阪市安全なまちづくり条例」を策定し、犯罪被害の防止について、本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、安全で安心して暮らせるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「大阪市安全なまちづくり基本計画」を策定しました。

また、大阪市では、街頭犯罪発生件数が、政令指定都市の中でワースト1となっていることから、その返上に向けて、平成20年9月「大阪市地域安全対策本部」を設置し、地域安全対策の一層の推進を図ってきました。

大阪市では、大阪全体の持つ力を活かす一方で、地域の活力を一層発揮させていくため、「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」という考え方にに基づき、「市政改革プラン」を平成24年8月に策定し、大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現をめざす方向性の中で、基礎自治に関する施策については、区長の権限と責任で実施することとしました。

港区では、「港区将来ビジョン」（平成25年3月策定）において、「いちばん住みたいまち、住んで誇りに思えるまち」をめざし、①区民主体のまちづくり②安全・安心・快適なまちづくり③健やかにいきいきと暮らせるまちづくり④「こどもの学び」と「子育て世代」を応援するまちづくり⑤訪れたい魅力と活気あふれるまちづくりの5つの柱を中心に区政を推進していくこととしています。

「大阪市港区地域防犯計画」は、「港区将来ビジョン」の実現に向けて、「大阪市安全なまちづくり条例」及び「大阪市安全なまちづくり基本計画」のもと、港区内の犯罪発生状況や犯罪特性等を踏まえ、区民、事業者、警察、区役所その他関係機関等がそれぞれの役割を果たし連携・協力しながら、犯罪のない安全・安心なまちづくりの取組を推進するために、平成25年度から平成27年度までの3年間の計画として、平成25年3月に策定しました。

この「大阪市港区地域防犯計画」と犯罪の具体的な発生状況等を踏まえて、平成26年度以降は各地域において、犯罪の防止のための具体的な「防犯行動計画」を主体的に策定し、地域の住民や団体、警察、区役所その他関係機関等が連携して、地域の実情にあった効果的な防犯対策に取り組んできました。

従来の「港区将来ビジョン」については、平成27年度末までのまちづくりの方

~~向性を示したものであったため、その進捗を踏まえ、令和2年度末までのまちづくりの方向性を示す~~「港区まちづくりビジョン」として改定され、令和3年3月に、~~令和3年度末までのまちづくりの方向性を示すものとして改定されました。~~このビジョンの改定内容を踏まえるとともに、犯罪特性や発生状況に応じた臨機かつ機動的防犯対策を強化するために、現行計画を改定します。

2. 計画期間

計画の期間については、「港区まちづくりビジョン」に掲げる「主な施策」の取組期間と同じく、平成28年度から令和~~2~~3年度までの~~5~~6年間の計画として策定し、取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

3. 計画目標

この計画は、一人ひとりの区民が日常生活の中で犯罪への不安を感じることなく、安全で安心して暮らせるまちの実現をめざすものです。

計画期間における目標の達成度を評価するため、「港区まちづくりビジョン」に掲げる成果目標を目標指標として設定します。

■目標指標

下段（ ）内は実績値

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
区内の街頭犯罪発生件数	568件	560件以下 (550件)	550件以下 (582件)	550件以下 (432件)	550件以下 (450件)	前年以下	前年以下
区内の子どもの声かけ事案発生件数 (安まちメール受信件数)	9件	7件以下 (3件)	5件以下 (12件)	5件以下 (12件)	5件以下 (7件)	5件以下	5件以下

第2章 港区における犯罪の現状と課題

1. 街頭犯罪

港区の街頭犯罪発生件数については、平成19年は1,445件でしたが、以降毎年減少し、平成24年には546件まで減少しました。その後は横ばいで推移し、平成27年は568件と、大阪市24区の中では5番目に少ない状況です。(平成31年450件7番目に少ない状況)

港区では殺人等の重大事件はほとんど起きていませんが、ひったくりや自動車関連犯罪(自動車盗・車上ねらい・部品ねらい)など、直接身体に危害が及んだり、多額の被害が発生するなど、区民に大きな不安を与える犯罪も発生しています。また、~~街頭犯罪の多くを自転車盗が占め、自転車盗のような身近なところで起こる犯罪が多発しており、それらが港区の街頭犯罪発生件数を押し上げる要因となってい~~

ます。

身近な犯罪をいかにして抑止するか、犯罪に対する区民の不安をいかにして和らげるかが重要な課題となっています。

■区内の街頭犯罪発生件数の推移



	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	31 年	比率
自転車盗	928	707	412	388	345	352	417	406	383	398	393	314	344	72.7%
車上狙い	159	133	117	112	77	60	56	72	98	78	82	56	56	13.0%
オートバイ盗	103	121	88	71	54	63	28	35	32	24	41	16	10	3.7%
部品狙い	106	84	86	88	51	36	43	41	34	39	49	29	33	6.7%
自動車盗	32	18	17	16	17	18	9	27	15	7	14	13	4	3.0%
ひったくり	25	23	26	4	9	12	9	5	6	4	3	3	1	0.7%
自動販売機狙い	92	69	24	15	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
路上強盗	—	—	—	3	3	5	0	1	0	0	0	1	2	0.2%
合 計	1,445	1,155	770	697	561	546	562	587	568	550	582	432	450	100%

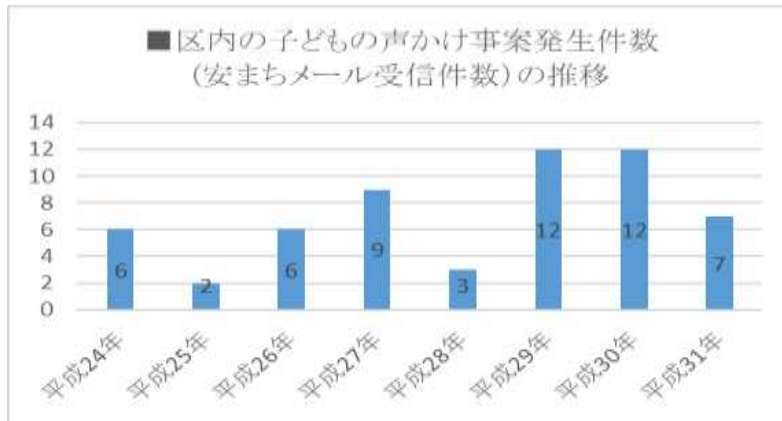
平成 19 年～平成 31 年の区内の街頭犯罪発生件数

2. 子どもをめぐる犯罪

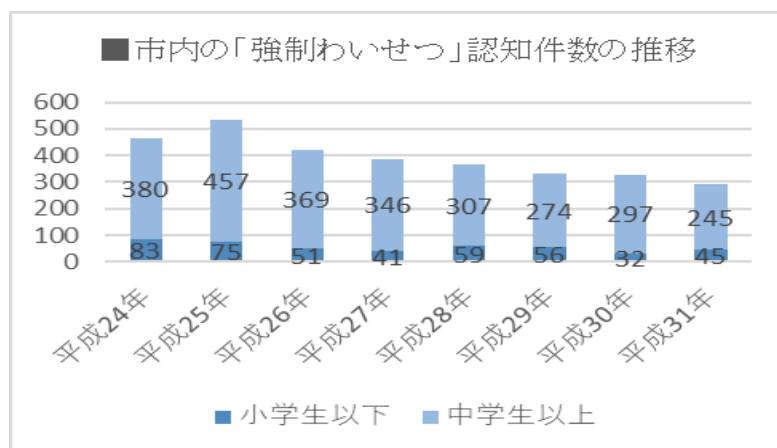
近年、子どもに対する「声かけ」などの事案が発生しています。不審者による声かけ事案発生件数（港区の安まちメール受信件数）は、平成28年には3件まで減少しましたが、平成29、30年は12件、平成31年度は7件発生しています。

その行為自体は犯罪行為にならない場合が多いですが、そこから誘拐や性犯罪等に発展する可能性が極めて高い行為です。大阪市内での平成27年中の「強制わいせつ」認知件数は387件で、前年に比べ33件の減少、平成24年に比べると76件（約2割）の減少となっています。とりわけ小学生以下の子どもが被害者となる認知件数は大阪市内では41件と、前年に比べ10件減少しており、平成24年に比べると42件（約5割）の減少となっています。（平成31年290件、小学生以下45件）

■区内の子どもの声かけ事案発生件数（安まちメール受信件数）の推移



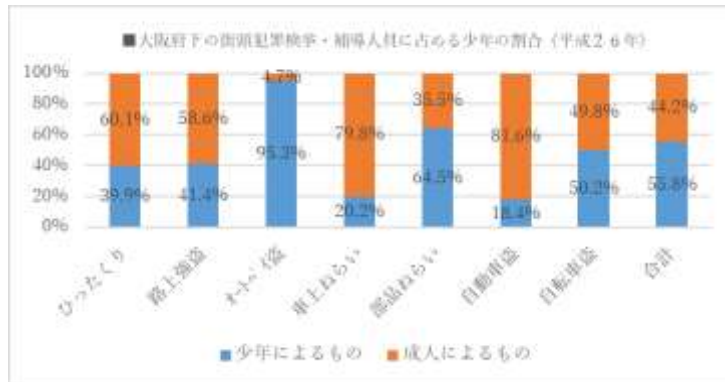
■大阪市内の「強制わいせつ」認知件数の推移



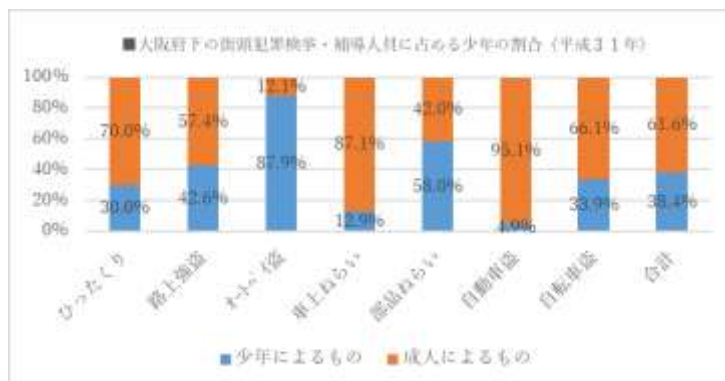
また、平成 26 年の全刑法犯に占める少年の割合犯罪（20 歳に満たない者による犯罪）が 28%を占めるなど、少年事案を取り巻く環境は厳しい状況にあり、大阪府下の平成 26 年中の街頭犯罪のうち少年によるものは約 56%を占めています。

平成 30 年には、全刑法犯に占める少年の割合犯罪は 15.91%に減少し、街頭犯罪のうち少年によるものについても減少しているものは、約 38.42%を占めています。

■大阪府下の街頭犯罪検挙・補導人員に占める少年の割合（平成 26 年）



■大阪府下の街頭犯罪検挙・補導人員に占める少年の割合（平成 31 年）



コメントの追加 [A1]: データ・グラフを、平成 30 年から平成 31 年へ更新

（街頭犯罪における少年の占める割合の統計は平成 31 年データによる）

子どもを犯罪から守るためには、「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識を醸成し、地域ボランティアによる見守り活動などを活発化していくことが重要です。防犯環境が整備され、自主防犯活動が活発な地域では、子どもが犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会が形成されます。さらに、コミュニティに活気がある地域では、保護観察制度などがより効果的に機能し、社会復帰をめざす者にとっても、再犯に至ることなく更生につながる人が多いと考えられます。

活気ある地域コミュニティづくりと地域防犯力の強化を促進し、警察、区役所、関係機関等が進める犯罪抑止や再犯防止等の取組と連携し、地域社会全体で子どもを犯罪から守ることが強く求められます。

第3章 防犯施策を進めるための基本的な方向性

安全・安心なまちづくりを推進するには、行政だけではなく各地域においても、その地域の犯罪特性等の実情に応じた効果的な防犯対策に取り組む必要があります。

地域防犯においては、「犯罪者に犯行の機会を与えないことで、犯罪を未然に防止する」ということ（いわゆる「犯罪機会論」）が大変重要です。

この「犯罪機会論」に基づく犯罪対策は、犯罪が起こりにくい環境づくりを行うことであり、積極的に防犯知識を身に付ける、地域で防犯パトロール活動を行う、落書きを放置しない、ごみ出しのルールを守るなど、区民一人ひとりがすぐに取り組めるものが多く、しかも効果的だとされます。

このようなことから、犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた取組を推進するうえでの4つの基本的な方向性を定めます。

1. 警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく臨機かつ機動的な防犯対策の強化

警察と連携し、犯罪発生状況を分析して犯罪抑止に繋がる情報を迅速に発信します。また、発生状況を踏まえた防犯パトロールなど臨機かつ機動的な防犯対策を実施するとともに、犯罪行為を抑止する防犯カメラの設置を進めます。

2. 各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援

平成26年度に全地域の地域活動協議会が策定した「防犯行動計画」の毎年度の更新と、当該計画に基づく各地域の団体やグループによる防犯パトロールなどの自主防犯活動を支援します。

3. 子どもを犯罪から守る取組の強化

学校、保護者、地域、関係機関等と連携し、子どもの安全に関わる危機管理情報の迅速な伝達を図るとともに、登下校時や放課後における子どもの安全確保や犯罪から子どもを守る取組を強化します。

4. 警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の強化

警察等と連携し、犯罪発生状況や犯罪抑止に繋がる情報を全小学校区に開設している「地域安全センター」等を通じて発信するとともに、広報紙やホームページを活用して、区民への防犯知識の普及・啓発を強化します。

第4章 防犯施策の推進

1. 警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく臨機かつ機動的な防犯対策の強化

警察と連携し、犯罪発生状況を分析して犯罪抑止に繋がる情報を迅速に発信します。また、発生状況を踏まえた防犯パトロールなど臨機かつ機動的な防犯対策を実施するとともに、犯罪行為を抑止する防犯カメラの設置を進めます。

(1) 迅速な犯罪情報の提供

大阪府警察では、ひったくりや路上強盗、子どもに対する声かけなどの犯罪について、いつどこで発生したかなどの情報を携帯電話等にリアルタイムに送信するサービス（「安まちメール」）に加え、全般的な街頭犯罪の発生情報を公表しています。

このサービスを活用して、港区役所はツイッターで犯罪発生情報を迅速に発信するとともに、犯罪発生状況をわかりやすく地図に表示して、区のホームページで公表しています。区民一人ひとりの備えや地域での活動につながるよう、引き続き、迅速・的確に犯罪に関する情報を積極的に提供します。

(2) 区役所職員による青色防犯パトロール

青色防犯パトロール活動は、防犯上の効果が高いと言われていることから、青色回転灯を装着した公用車により、犯罪発生情報を踏まえ、臨機かつ機動的な巡回監視を行っており、今後も引き続き実施します。

区役所職員による青色防犯パトロール



2. 各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援

平成 26 年度に全地域の地域活動協議会が策定した「防犯行動計画」の毎年度の更新と、当該計画に基づく各地域の団体やグループによる防犯パトロールなどの自主防犯活動を支援します。

(1) 防犯行動計画への支援と地域防犯活動説明会や情報交換会の開催

地域防犯活動が効果的・効率的なものとなるよう、警察や防犯協会等と連携して、各地域の「防犯行動計画」の更新を支援するとともに、各地域の担当者を対象とした地域防犯活動説明会や情報交換会を定期的に開催します。

(2) 青色防犯パトロール活動への支援

青色回転灯を装着した自動車による防犯パトロール活動は、高い視認性とその抑止力により、防犯上の効果が高いと言われています。小学校区などの地域において青色防犯パトロール活動に取り組まれるよう、引き続き働きかけを行い、街頭犯罪発生件数の減少をめざします。



地域で活躍している青色防犯パトロールの車

(3) 街路防犯灯の設置に対する支援

私道など暗い道での防犯を目的として、街路防犯灯の設置助成を行っています。
街路防犯灯の設置により、まちを明るくし、歩行者や自転車の通行の安全を確保するとともに、夜間に発生するひったくりなどの犯罪発生を防止することが期待できます。電気料金等を負担し、日常管理する地域等に対して、街路防犯灯の設置を行います。区役所が設置し、地域等が管理する手法により防犯灯の整備を進めます。

(4) 落書き消去活動への支援



弁天町駅前の落書き消去活動

軽微な犯罪やモラル・マナー違反が放置されていると、そのうち「自分だけではない」、「皆やっている」という意識から罪悪感が薄れ、犯罪が多発するようになり、これがエスカレートして凶悪犯罪の発生につながると指摘されています。落書きのような小さな犯罪も放置しないことが犯罪の防止につながることから、地域主体の落書き消去活動を支援します。

3. 子どもを犯罪から守る取組の強化

学校、保護者、地域、関係機関等と連携し、子どもの安全に関わる危機管理情報の迅速な伝達を図るとともに、登下校時や放課後における子どもの安全確保や犯罪から子どもを守る取組を強化します。

(1) 「子ども安全見守り隊」への支援

各小学校区では、登下校時における児童生徒の犯罪被害防止のため、地域のボランティアや保護者が見守り活動を行っています。これらの活動を行う「子ども安全見守り隊」に対して、パトロールベストなどの見守りに必要な物品を提供するなど、子どもの見守り活動を支援します。



登下校の見守り活動

(2) 「こども 110 番の家」事業の推進

児童生徒が犯罪やトラブルにあった時などの緊急時に助けを求める「こども 110 番の家」は、港区では約 470 か所に設置されています。学校、PTA、地域等と連携して、事業の協力家庭・事業所を増やすとともに、「こども 110 番の家」の地図を活用し保護者が子どもたちと一緒に実際に「こども 110 番の家」を訪問するなど、子どもたちがいざという時にこの拠点を確実に利用できるよう取り組みます。

(3) 子どもの安全見守り防犯カメラの設置

小学生以下の子どもに対する犯罪行為の抑止を目的として、これまでの設置箇所に加えて通学路や公園等への防犯カメラを設置していますの増設を重点的に行います。

(4) 子どもが加害者とならないための取組

子どもが被害者となる犯罪を防止することはもちろん、少年犯罪が平成 26 年でみると全刑法犯の 28%を、また街頭犯罪においては大阪府内で約 56%を占める現状を踏まえ、子どもが加害者とならないための非行防止教室等の取組も非常に重要です。地域ボランティア、学校、保護者、警察、その他関係機関等と連携し、青少年の健全育成、非行防止の取組を進めます。(平成 ~~31~~³⁰ 年少年犯罪 ~~15.947~~^{15.947}%)

① 青少年指導員による活動の推進

青少年指導員をはじめとする地域ボランティアにより行われている小学校区単位の夜間巡視など、青少年の非行を防止する活動を促進します。

② 青少年福祉委員による活動の推進

地域ぐるみで青少年を健全に育成する環境づくりを進めるため、青少年福祉委員により行われている社会環境浄化に向けた取組など、青少年を健全に育成する活動を引き続き推進します。

③ 区青少年育成推進会議による取組への支援

昭和 57 年、区内の中学生の覚せい剤乱用事件を契機に、学校、PTA、地域団体が結集し、「港区少年を守る環境浄化推進会」が結成され、地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図る取組が進められてきました。平成 10 年、大阪市の全区で「青少年育成推進会議」を設置することとなったことに伴い、名称の変更が行われ、現在に至っています。中学校単位で、夏休みや夜間の巡視、講演会や講座、情報の交換などが行われており、これらの活動を引き続き支援します。

④ 地域実情に即した関係機関との弾力的な連携

少年の非行等を未然に防ぐためには、早期に適切に対応することが重要です。学校と警察では定期的に「学校警察連絡協議会」や「小・中学生非行対策会議」を開催し、情報の共有や非行少年・課題のある少年の対応についての検討が行われています。区役所もこれらの会議に参加するなど、会議の構成団体等と連携して、個々具体的なケースに基づいて青少年の健全育成に取り組めます。

4. 警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の強化

警察等と連携し、犯罪発生状況や犯罪抑止に繋がる情報を全小学校区に開設している「地域安全センター」等を通じて発信するとともに、広報紙やホームページを活用して、区民への防犯知識の普及・啓発を強化します。

(1) 地域安全センターを通じた情報提供

地域安全センターは、地域の防犯力を向上させるために、地域の防犯活動の拠点として平成 26 年度から港区内の老人憩いの家 12 か所に設置しています。地域安全センターでは、制服警官の立ち寄りや区内交番の広報「交番だより」など警察の各種情報、区役所の防犯情報（安まちメール受信集計・街頭犯罪発生概況等）や各官公署からの情報を提供し、住民がいつでも閲覧できる状況となっています。引き続き各種防犯情報等を継続して提供します。

(2) 広報紙やホームページを活用した防犯知識の普及・啓発

ひったくりや侵入盗、自転車盗、さらには高齢者が特に狙われやすい振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法等の被害に遭わないために、広報紙やホームページ等を活用して防犯知識の普及・啓発に努めます。

(3) 街頭キャンペーン・啓発活動の推進

① ひったくり防止キャンペーン

自転車乗用中のひったくり防止のため、毎月 11 日の「ひったくり防止デー」にあわせ、警察と連携して、街頭で「ひったくり防止カバー無料取り付けキャンペーン」を実施し、自主防犯対策に対する啓発活動を行います。



ひったくり防止キャンペーン

② ストップ自転車盗キャンペーン

港区の街頭犯罪で最も多い自転車の盗難を防止するためには、「必ず施錠する」「不法駐輪をしない」などの予防を心がけることが重要です。



ストップ自転車盗キャンペーン

自転車をとめる時は、短時間でも必ず鍵をかけるように、警察と連携して、啓発チラシなどを配布するなど、自転車の施錠に対する啓発活動を行います。

③ 防犯教室の開催

防犯のためには、区民一人ひとりが安全に関する知識を持つことが必要です。小学校の防犯教室のほか、地域の集まりなどに出向き、「ひったくり」や「振り込め詐欺」に遭わないための防犯教室を警察と連携して行い、防犯知識の普及・啓発を図ります。



老人憩いの家でのひったくりの寸劇

（４）安全で安心して暮らせるまちづくりへの取組

港区では、安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを実現するため、区民、事業者、警察、区役所、各関係機関等で「安全なまちづくり推進協議会」を形成し、街頭犯罪が前年に比べて減少した地域を表彰するなどの取組を行っています。この協議会において、引き続き自主防犯意識の向上に向けた取組を進めます。